

南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業  
(行政枠)」事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)の事務の取扱いに関し、「さくらねこ無料不妊手術事業」要領(平成25年2月1日制定。公益財団法人どうぶつ基金要綱)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さくらねこ 飼い主その他の者によって不妊去勢手術が施され、手術済の印に耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術(再手術を防止するための耳先を切る手術を含む。)をいう。
- (3) 多頭飼育崩壊現場 猫を多頭飼育した飼い主の無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。
- (4) TNR活動 適切な方法で猫を捕獲し、運搬し、不妊去勢手術を施させ、捕獲した場所に返す活動をいう。
- (5) ボランティア団体 TNR活動の実績がある動物愛護団体をいう。
- (6) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、住民又はボランティア団体若しくはその両者が、地域に住み着いた管理されていない猫に不妊去勢手術を施し、これ以上繁殖しないようにし、現在いる猫がその代限りで命を全うするまでその地域において適切に管理していく活動をいう。
- (7) チケット 公益財団法人どうぶつ基金が発行する行政枠用のさくらねこ無料不妊去勢手術チケットをいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内に生息する猫に不妊去勢手術をしようとする本市に住所を有する2人以上の個人又は本市に住所を有する者を2人以上構成員とする団体であって、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 特定の猫の飼い主ではないが、給餌活動を行っている者又は団体
- (2) 多頭飼育崩壊現場における飼い主
- (3) ボランティア団体
- (4) TNR活動又は地域猫活動を行う者又は団体
- (5) その他市長が必要と認めた者又は団体

(交付対象とならない猫)

第4条 次の各号に掲げる猫については、交付対象としない。

- (1) 多頭飼育崩壊現場以外の飼い主のいる猫
- (2) 里親に出す予定の猫
- (3) 飼い猫にする予定の猫
- (4) 申請前に既に不妊去勢手術を受けている猫
- (5) その他チケットの利用が適当と認められない猫

(交付申請)

第5条 申請者は、市と事前に申請内容等を協議の上「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付申請書（第1号様式）に「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付条件確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認める場合は、確認書の全部又は一部を省略することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケット交付の可否を決定し、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付決定（不決定）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容（交付枚数は除く。）に変更が生じたときは、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付決定取消及びチケット返還通知書（第6号様式）によりチケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) チケットの利用方法が不適当と認められるとき。

(2) 虚偽の内容で申請していたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(活動報告及び利用しなかったチケットの返却)

第9条 交付決定者は、チケットの有効期限の日から7日を経過する日までに「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット利用報告書（第7号様式）にその他必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内又は有効期限を経過しても利用しなかったチケットは、速やかに市長に返却するものとする。

(協力依頼)

第10条 市は、この事業を実施するに当たり、必要に応じて関係各機関、TNR活動等に精通しているボランティア団体等に意見を求めることができる。

(免責事項)

第11条 市長は、交付されたチケットの利用を目的として行われたTNR活動、地域猫活動又はその他関係する住民や団体、動物病院等との間に生じた事故等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

南九州市長 様

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者職氏名）

電話番号

「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット交付申請書

南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
事務取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 活動者

| 氏 名 | 住 所 | 連絡先 | 所属団体 | TNR活動又は<br>地域猫活動予定者 |
|-----|-----|-----|------|---------------------|
|     |     |     |      |                     |
|     |     |     |      |                     |
|     |     |     |      |                     |

備考(1) 個人にあつては、南九州市に住所を有する者であつて、2人以上とする。

(2) 団体にあつては、その構成員に2人以上南九州市に住所を有する者を含むものとする。

(3) TNR活動又は地域猫活動予定者の欄に該当者は○印を書くこと。

2 捕獲場所

3 申請枚数 枚

4 使用予定の動物病院

病院名

所在地

南九州市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先  
所属団体

「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット交付条件確認書

チケットの交付申請に当たり、南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事務取扱要綱第5条の規定により、以下の条件を確認し、遵守します。

1 交付条件

- チケットの利用に当たり、猫の捕獲、運搬及び手術に伴う事故並びに費用の発生、地域住民やTNR活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応する。
- チケットの利用に伴うTNR活動について周辺住民に対して十分な期間をもって説明を行い、活動への理解及び承諾を得る。
- チケットを利用した後の適切な管理活動（給餌方法、ふん尿の後始末等）を徹底して行う。
- その他市やどうぶつ基金等からの指示、指導等があった場合は、速やかに対応する。
- 周辺住民等から苦情があった場合、責任を持って対応する。

2 餌の与え方

- 餌は時間及び場所を決め、必要な量だけ対象の猫のみに与える。
- 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、対象の猫が食べ終わったらすぐに片付ける。

3 トイレの設置及びふん尿の清掃

- 猫のトイレを設置し、日常的にふん尿の回収・清掃を行う。
- トイレ以外にしたふん尿について、定期的に回収・清掃を行い、周辺地域の清潔を維持する。

4 さくらねこの理解普及

- 不妊去勢手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意する。
- 耳先にV字カットが入った猫は、不妊去勢手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がその場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解及び普及に努める。

#### 5 チケットの取扱い

- 交付したチケットの枚数にかかわらず、捕獲した猫全頭に不妊去勢手術を施す。また、その際に生じた費用等については、申請者の負担とする。
- チケット利用後は速やかに報告書等を作成し、チケットの有効期限の日から7日を経過するまでに報告する。

※ 上記に記載する内容を熟読の上、遵守する項目について、□欄にレ印を付けること。

第 号  
年 月 日

様

南九州市長



「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット交付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケットの交付については、下記のとおり決定したので、南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事務取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

1 チケット  
交付・不交付（理由： ）

2 交付枚数

3 チケットを利用する動物病院

4 チケットの有効期限

5 利用報告書の提出期限

6 交付の条件

チケットの利用に当たっては、南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケット交付確認書（第2号様式）に記載された事項を遵守すること。

年 月 日

南九州市長 様

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者職氏名）

電話番号

「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット変更申請書

南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
事務取扱要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 変更前申請  
交付決定日  
交付決定の番号
- 2 変更内容  
変更前  
  
変更後
- 3 変更理由

第 年 月 日  
号

様

南九州市長



「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」チケットの交付内容の変更については、南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事務取扱要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 交付の条件等

第 号  
年 月 日

様

南九州市長



「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット交付決定取消及びチケット返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したチケットについて、南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事務取扱要綱第8条の規定により、交付決定の全部（一部）を取り消しましたので通知します。あわせて、下記のとおりチケットの返還を命じます。

記

- 1 返還すべきチケットの枚数 枚
- 2 返還期限

年 月 日

南九州市長 様

住 所  
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者職氏名）

電話番号

「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
チケット利用報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあったチケットを利用した  
ので南九州市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」  
事務取扱要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付枚数 枚
- 2 使用枚数 枚
- 3 未使用枚数 枚
- 4 チケット利用の詳細

| 番号 | 毛色・特徴 | 性別 | チケット番号 | 手術日 | 動物病院名 | 捕獲場所 |
|----|-------|----|--------|-----|-------|------|
|    |       |    |        |     |       |      |
|    |       |    |        |     |       |      |
|    |       |    |        |     |       |      |

- 5 その他関係書類

手術後の猫の写真又は不妊去勢手術以外に要した費用の領収書の写し若しくは給餌活動の状況が分かる書類若しくは写真を別途添付すること。